

(第4表) 医療関係技術者養成制度解説

区分	職種の定義	免許付与者	養成機関						備考		
			指定権者	養成形態	令和4.5.1現在		入学資格	修業年限		教員組織	
					施設数	入学定員					
保健師	厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称を用いて、保健指導に従事することを業とする者をいう。 (保健師助産師看護師法(以下「保助看法」という。)第2条)		文部科学大臣	大学院	19	137	看護師国家試験受験資格を有する者 ※学士課程については、高校卒	1年以上	保健師である専任教員3人以上(うち1人教務主任)	平成13年の保助看法の一部改正により、資格の名称が女子と男子とで異なっていることを改め、「婦」・「士」を「師」とした。	
				大学	248	7,687					
				大学専攻科	4	53					
				短大専攻科	4	115					
			計	275	7,992						
			知事	養成所	15	565					
			(保助看法第19条)		290	8,557	(指定規則第2条第1号)	(指定規則第2条第2号)	(指定規則第2条第4号)		
			合計	(11)	(313)						
助産師	厚生労働大臣の免許を受けて、助産又は妊婦、じょく婦若しくは新生児の保健指導をなすことを業とする女子をいう。 (保助看法第3条)	厚生労働大臣	文部科学大臣	大学院	50	370	看護師国家試験受験資格を有する者 ※学士課程については、高校卒	1年以上	助産師である専任教員3人以上(うち1人教務主任)		
				大学専攻科	31	340					
				大学	78	716					
				大学別科	11	173					
			短大専攻科	3	65						
			専修学校	(1)	(15)						
			計	173	1,664						
			知事	養成所	42	888					
			(保助看法第20条)		215	2,552	(指定規則第3条第1号)	(指定規則第3条第2号)	(指定規則第3条第4号)		
			合計	(14)	(143)						
看護師	厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助をなすことを業とする者をいう。 (保助看法第5条)	(保助看法第7条)	文部科学大臣	大学	296	25,680	高校卒	3年以上	看護師である専任教員8人以上(うち1人教務主任)		
				短期大学	14	1,280	(指定規則第4条第1項第1号)	(指定規則第4条第1項第2号)	(指定規則第4条第1項第4号)		
				高校専攻科	6	285					
				高校及び高校専攻科(5年一貫制)	80	4,269	実務経験3年以上又は高校卒の准看護師	2年以上	看護師である専任教員7人以上(うち1人教務主任)		
			専修学校	9	800	(指定規則第4条第2項第1号)	(指定規則第4条第2項第2号)	(指定規則第4条第2項第4号)			
			計	405	32,314						
			知事	養成所	648	34,602	中学卒	専攻科の修業年限は2年以上	看護師である専任教員8人以上(うち1人教務主任)		
			(保助看法第21条)		1,053	66,916	(指定規則第4条第4項第1号)	(指定規則第4条第4項第2号)	(指定規則第4条第4項第4号)		
			合計	(56)	(3,540)						
准看護師	都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、傷病者若しくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助をなすことを業とする者をいう。 (保助看法第6条)	都道府県知事	文部科学大臣	高等学校	15	800	中学卒	2年以上	看護師である専任教員5人以上(うち1人教務主任)		
				知事	養成所	199	8,673	(指定規則第5条第1号)	(指定規則第5条第2号)	(指定規則第5条第4号)	
				(保助看法第22条)		214	9,473				
			合計	(17)	(734)						

区分	職種の定義	免許付与者	養成機関					入学資格	修業年限	教員組織	備考
			指定権者	養成形態	令和4.5.1現在						
					施設数	入学定員					
診療放射線技師	厚生労働大臣の免許を受けて、医師又は歯科医師の指示の下に、放射線（法で定める電磁波、粒子線）を人体に対して照射（撮影を含み、照射機器又は放射性同位元素（その化合物及び放射性同位元素又はその化合物の含有物を含む。）を人体内にその入して行なうものを除く。）することを業とする者をいう。 （診療放射線技師法（以下「放射線技師法」という。）第2条第2項）	厚生労働大臣 （放射線技師法第3条第1項）	文部科学大臣	大学	40	2,544	高校卒	3年以上	診療放射線技師、医師又はこれと同等以上の学識経験を有する専任教員7人以上 （専任教員のうち少なくとも3人は5年以上業務に従事した診療放射線技師）		
				短期大学							
			計	40	2,544						
			知事	養成所	14	949	（指定規則第2条第1号）	（指定規則第2条第2号）	（指定規則第2条第4,5号）		
（放射線技師法第20条）		54	3,493								
合計		(1)	(50)								
臨床検査技師	厚生労働大臣の免許を受けて、臨床検査技師の名称を用いて、医師又は歯科医師の指示の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査及び政令で定める生理学的検査を行なうことを業とする者をいう。 （臨床検査技師等に関する法律（以下「検査技師法」という。）第2条第1項）	厚生労働大臣 （検査技師法第3条第1項）	文部科学大臣	大学	11	810	高校卒	3年以上	医師、臨床検査技師又はこれと同等以上の学識経験を有する専任教員6人以上 （専任教員のうち少なくとも3人は5年以上業務に従事した臨床検査技師）		
				短期大学	4	240					
			専修学校	2	120						
			計	17	1170						
知事	養成所	23	1,290	（指定規則第2条第1号）	（指定規則第2条第2号）	（指定規則第2条第4,5号）					
（検査技師法第15条）		40	2,460								
合計											
理学療法士	厚生労働大臣の免許を受けて、理学療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、理学療法（身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行なわせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えることをいう。）を行なうことを業とする者をいう。 （理学療法士及び作業療法士法（以下「療法士法」という。）第2条第3項）	厚生労働大臣 （療法士法第3条）	文部科学大臣	大学	125	6,785	高校卒	3年以上	理学療法士である専任教員6人以上 免許を受けた後5年以上理学療法に関する業務に従事し、厚生労働大臣の指定する講習会を修了した者、または、同等以上の知識及び技能を有する者（ただし、免許を受けた後5年以上理学療法に関する業務に従事し、学校教育法に基づく大学において教育学に関する科目を4単位以上修め、当該大学を卒業した者又は免許を受けた後3年以上理学療法に関する業務に従事し、学校教育法に基づく大学院において教育学に関する科目を4単位以上修め、当該大学院を修了した者はその限りではない）	理学療法士…	
				短期大学	4	240					
			特別支援学校 高等部専攻科	2	18	作業療法士その他政令で定める者	2年以上	理学療法士である専任教員5人以上			
			計	131	7,043						
知事	養成所	141	7,626	（指定規則第2条第2項第1号）	（指定規則第2条第2項第2号）	（指定規則第2条第2項第4,5号）					
（療法士法第11条）		272	14,669								
合計		(10)	(85)								
作業療法士	厚生労働大臣の免許を受けて、作業療法士の名称を用いて、医師の指示の下に、作業療法（身体又は精神に障害のある者に対し、主としてその応用的動作能力又は社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作その他の作業を行なわせることをいう。）を行なうことを業とする者をいう。 （療法士法第2条第4項）	厚生労働大臣 （療法士法第3条）	文部科学大臣	大学	98	3,701	高校卒	3年以上	作業療法士である専任教員6人以上 免許を受けた後5年以上作業療法に関する業務に従事し、厚生労働大臣の指定する講習会を修了した者、または、同等以上の知識及び技能を有する者（ただし、免許を受けた後5年以上作業療法に関する業務に従事し、学校教育法に基づく大学において教育学に関する科目を4単位以上修め、当該大学を卒業した者又は免許を受けた後3年以上作業療法に関する業務に従事し、学校教育法に基づく大学院において教育学に関する科目を4単位以上修め、当該大学院を修了した者はその限りではない）	作業療法士…	
				短期大学	4	140					
			計	102	3,841	作業療法士その他政令で定める者	2年以上	作業療法士である専任教員5人以上			
			知事	養成所	104				4,139		（指定規則第3条第2項第1号）
（療法士法第12条）		206	7,980								
合計		(12)	(440)								

区分	職種の定義	免許付与者	養成機関					入学資格	修業年限	教員組織	備考	
			指定権者	養成型態	令和4.5.1現在							
					施設数	入学定員						
視能訓練士	厚生労働大臣の免許を受けて、視能訓練士の名称を用いて、医師の指示の下に、両眼視機能に障害のある者に対するその両眼視機能の回復のための矯正訓練及びこれに必要な検査を行なうことを業とする者をいう。 (視能訓練士法第2条)	厚生労働大臣 (視能訓練士法第3条)	文部科学大臣	大 学	9	430	高校卒 (指定規則第2条第1項第1号)	3年以上 (指定規則第2条第1項第2号)	視能訓練士等である専任教員6人以上 (専任教員のうち少なくとも3人は5年以上業務に従事した視能訓練士) (指定規則第2条第1項第4,5号)	視能訓練士等… 視能訓練士、医師又はこれと同等以上の学識経験を有する者		
				大学別科								
				短期大学	1	40						
			計	10	470							
			知 事	養 成 所	20	724	大学又は厚生労働省令で定める学校・養成所において2年以上修業し、かつ厚生労働大臣の指定する科目を修めた者 (指定規則第2条第2項第1号)	1年以上 (指定規則第2条第2項第2号)	視能訓練士等である専任教員3人以上 (専任教員のうち少なくとも2人は5年以上業務に従事した視能訓練士) (指定規則第2条第2項第4,5号)			
			(視能訓練士法第14条)									
				合 計	30	1,194						
					(1)	(20)						
言語聴覚士	厚生労働大臣の免許を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者をいう。 (言語聴覚士法第2条)	厚生労働大臣 (言語聴覚士法第3条)	文部科学大臣	大 学	28	1,085	高校卒 (指定規則第4条第1項第1号)	3年以上 (指定規則第4条第1項第2号)	医師等である専任教員5人以上 (専任教員のうち少なくとも3人は5年以上業務に従事した言語聴覚士) (指定規則第4条第1項第4,5号)	医師等… 医師、歯科医師、言語聴覚士又はこれと同等以上の学識経験を有する者		
				大学専攻科	4	150						
				短大専攻科	1	20						
			短期大学	1	40							
			計	34	1,295							
			知 事	養 成 所	41	1,740	大学又は養成所等において2年以上若しくは高等専門学校において5年以上修業し、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者 (指定規則第4条第2項第1号)	1年以上 (指定規則第4条第2項第2号)	医師等である専任教員3人以上 (専任教員のうち少なくとも1人は5年以上業務に従事した言語聴覚士) (指定規則第4条第2項第4,5号)			
			(言語聴覚士法第33条)									
				合 計	75	3,035						
					(7)	(245)						
							大学又は養成所等において1年以上若しくは高等専門学校において4年以上修業し、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者 (指定規則第4条第3項第1号)	2年以上 (指定規則第4条第3項第2号)	医師等である専任教員4人以上 (専任教員のうち少なくとも2人は5年以上業務に従事した言語聴覚士) (指定規則第4条第3項第3,4号)			

区分	職種の定義	免許付与者	養成機関						備考	
			指定権者	養成形態	令和4.5.1現在		入学資格	修業年限		教員組織
					施設数	入学定員				
臨床工学技士	厚生労働大臣の免許を受けて、臨床工学技士の名称を用いて、医師の指示の下に、生命維持管理装置（人の呼吸、循環又は代謝の機能の一部を代替し、又は補助することが目的とされている装置をいう。）の操作（生命維持管理装置の先端部の身体への接続又は身体からの除去であって政令で定めるものを含む。）及び保守点検を行うことを業とする者をいう。	厚生労働大臣 (臨床工学技士法第2条第2項) (臨床工学技士法第3条)	文部科学大臣	大学	14	720	高校卒	3年以上	医師等である専任教員6人以上 (専任教員のうち少なくとも3人は業務経験5年以上の臨床工学技士)	医師等… 医師、臨床工学技士、工学修士の学位を有する者又はこれと同等以上の学識経験を有する者
				大学専攻科	1	20				
				大学別科	1	40				
				短大専攻科	1	40				
				計	17	820				
				知事	33	1,514	大学又は厚生労働省令で定める学校・養成所において2年（高等専門学校は5年）以上修業し、かつ厚生労働大臣の指定する科目を修めた者 大学又は厚生労働省令で定める学校・養成所において1年（高等専門学校は4年）以上修業し、かつ厚生労働大臣の指定する科目を修めた者	1年以上	医師等である専任教員4人以上 (専任教員のうち少なくとも1人は業務経験5年以上の臨床工学技士)	
				養成所	(2)	(200)				
				(臨床工学技士法第14条) 合計	50	2,334				
				合計	(3)	(260)				
義肢装具士	厚生労働大臣の免許を受けて、義肢装具士の名称を用いて、医師の指示の下に、義肢（上下肢の全部又は一部欠損者に装着して、欠損を補てんし、又は欠損により失われた機能を代替する器具器械をいう。）及び装具（上下肢の全部若しくは一部又は体幹の機能障害者に装着して、機能を回復させ、若しくは低下を抑制し、又は機能を補完する器具器械をいう。）の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合を行うことを業とする者をいう。	厚生労働大臣 (義肢装具士法第2条第3項) (義肢装具士法第3条)	文部科学大臣	大学	4	130	高校卒	3年以上	医師又は義肢装具士である専任教員6人以上 (専任教員のうち少なくとも3人は、業務経験5年以上の義肢装具士等)	業務経験5年以上の義肢装具士等… 法第2条第3項に規定する義肢装具の製作適合等に関し相当の経験を有する医師又は免許を受けた後5年以上業務に従事した義肢装具士
				知事	6	153				
				(義肢装具士法第14条) 合計	10	283				
				養成所	(1)	(30)				
				合計						
							大学又は厚生労働省令で定める学校・養成所において1年（高等専門学校においては4年）以上修業し、かつ厚生労働大臣の指定する科目を修めた者	2年以上	医師又は義肢装具士である専任教員5人以上 (専任教員のうち少なくとも2人は、業務経験5年以上の義肢装具士等)	
							(指定規則第4条第2項第1号)	(指定規則第4条第2項第2号)	(指定規則第4条第2項第4.5号)	
							義肢装具製作技能検定合格者	1年以上	医師又は義肢装具士である専任教員4人以上 (専任教員のうち少なくとも1人は、業務経験5年以上の義肢装具士等)	
							(指定規則第4条第3項第1号)	(指定規則第4条第3項第2号)	(指定規則第4条第3項第4.5号)	

区分	職種の定義	免許付与者	養成機関						備考		
			指定権者	養成形態	令和4.5.1現在		入学資格	修業年限		教員組織	
					施設数	入学定員					
救急救命士	厚生労働大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置（その症状が著しく悪化するおそれがあり、又はその生命が危険な状態にある傷病者が病院又は診療所に搬送されるまでの間に、当該重度傷病者に対して行われる気道の確保、心拍の回復その他の処置であって、当該重度傷病者の症状の著しい悪化を防止し、又はその生命の危険を回避するために緊急に必要なものをいう。）を行うことを業とする者をいう。	厚生労働大臣 (救急救命士法第3条)	文部科学大臣	大学 短期大学 計	1 1 2	30 35 65	高校卒	2年以上	医師等である専任教員3人以上 (専任教員のうち少なくとも1人は、救急救命処置に関し相当の経験を有する医師又は免許を受けた後5年以上業務に従事した救急救命士)	医師等… 医師、救急救命士又はこれと同等以上の学識経験を有する者	
			知事	養成所		59	4,061				
			(救急救命士法第34条) 合計		61	4126	(指定規則第4条第1項第1号)	(指定規則第4条第1項第2号)	(指定規則第4条第1項第4.5号)		
救急救命士	(救急救命士法第2条第2項)	(救急救命士法第3条)					大学又は厚生労働省令で定める学校・養成所において1年以上修業し、かつ厚生労働大臣の指定する科目を修めた者	1年以上	医師等である専任教員2人以上 (専任教員のうち少なくとも1人は、救急救命処置に関し相当の経験を有する医師又は免許を受けた後5年以上業務に従事した救急救命士)		
							(指定規則第4条第2項第1号)	(指定規則第4条第2項第2号)	(指定規則第4条第2項第4.5号)		
							厚生労働省令で定める救急業務に関する講習を修了し、5年又は2千時間の救急業務に従事した者	1年以上	医師等である専任教員2人以上 (専任教員のうち少なくとも1人は、救急救命処置に関し相当の経験を有する医師又は免許を受けた後5年以上業務に従事した救急救命士)		
歯科衛生士	厚生労働大臣の免許を受けて、歯科医師（歯科医業をなすことのできる医師を含む。）の直接の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として法に定める行為を行うこと、歯科診療の補助をなすこと、歯科衛生士の名称を用いて、歯科保健指導をなすことを業とする者をいう。	厚生労働大臣 (歯科衛生士法第3条)	文部科学大臣	大学 短期大学 専修学校 計	13 16 4 33	527 1,150 210 1,887	高校卒	3年以上	歯科衛生に関し相当の経験を有する歯科医師又は歯科衛生士である専任教員4人以上（専任教員のうち少なくとも3人は免許を受けた後4年以上業務に従事した歯科衛生士）		
			知事	養成所		145	7,882	(指定規則第2条第1号)	(指定規則第2条第2号)	(指定規則第2条第4号、4号の2、4号の3)	
			(歯科衛生士法第12条) 合計		178	9,769					
歯科技工士	厚生労働大臣の免許を受けて、歯科技工（特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することをいう。）を業とする者をいう。	厚生労働大臣 (歯科技工士法第3条)	文部科学大臣	大学 短期大学 特別支援学校 高等部専攻科 専修学校 計	3 2 1 3 9	60 65 10 90 225	高校卒	2年以上	歯科医師又は歯科技工士である専任教員3人以上		
			知事	養成所		38	1,429	(指定規則第2条第1号)	(指定規則第2条第2号)	(指定規則第2条第4号)	
			(歯科技工士法第14条) 合計		47	1,654					
					(3)	(70)					

区分	職種の定義	免許付与者	養成機関						備考	
			指定権者	養成形態	令和4.5.1現在		入学資格	修業年限		教員組織
					施設数	入学定員				
あん摩マツサージ指圧師	厚生労働大臣の免許を受けて、あん摩又はマツサージ指圧師の名称を用いて、あん摩、マツサージ若しくは指圧を業とする者をいう。 (あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(以下「あはき法」という。))	厚生労働大臣 (あはき法第1条)	文部科学大臣	大 学	39	338	高校卒 (認定規則第2条第1号) 中学校卒(視覚障害者のみ) (認定規則第5条第1号)	3年以上 (認定規則第2条第2号) 3年以上 (認定規則第5条第2号)	認定規則に掲げる者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する専任教員5人以上 (認定規則第2条第7号)	
				特別支援学校 高等部専攻科	45	385				
				計	84	723				
				厚生労働大臣 養成所	4 (2)	275 (45)				
(あはき法第2条)			合 計		88 (2)	998 (45)				
はり師、きゆう師	厚生労働大臣の免許を受けて、はり師又はきゆう師の名称を用いて、はり又はきゆうを行うことを業とする者をいう。	厚生労働大臣 (あはき法第1条)	文部科学大臣	大 学	10 (1)	469 (25)	高校卒 (認定規則第2条第1号)	3年以上 (認定規則第2条第2号)	認定規則に掲げる者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する専任教員5人以上 (認定規則第2条第7号)	
				計	10 (1)	469 (25)				
				知 事 養成所	72 (10)	3,651 (298)				
				(あはき法第2条)		82 (11)				4,120 (323)
合 計										
あん摩マツサージ及びきゆう指圧師	厚生労働大臣の免許を受けて、あん摩マツサージ及びきゆう指圧師の名称を用いて、あん摩マツサージ及びきゆう指圧を業とする者をいう。	厚生労働大臣 (あはき法第1条)	文部科学大臣	大 学	1	20	高校卒 (認定規則第2条第1号) 中学校卒(視覚障害者のみ) (認定規則第5条第1号)	3年以上 (認定規則第2条第2号) 5年以上 (認定規則第5条第2号)		
				特別支援学校 高等部専攻科	56	542				
				計	57	562				
				厚生労働大臣 養成所	25	1,117				
(あはき法第2条)			合 計		82	1,679				
柔道整復師	厚生労働大臣の免許を受けて、柔道整復師の名称を用いて、柔道整復を業とする者をいう。 (柔道整復師法第2条)	厚生労働大臣 (柔道整復師法第3条)	文部科学大臣	大 学	15	899	高校卒 (認定規則第2条第1号)	3年以上 (指定規則第2条第2号)	指定規則に掲げる者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する専任教員6人以上 (指定規則第2条第7号)	
				短期大学	2	90				
				特別支援学校 高等部専攻科	1	10				
				計	18	999				
(柔道整復師法第12条)			知 事 養成所		87 (13)	5,602 (450)				
(柔道整復師法第12条)			合 計		105 (13)	6,601 (450)				

(注) 1 施設数については、全日制・定時制、本科・別科、第1科(部)・第2科(部)、等複数の課程を置く場合、1の課程を1施設として計上した。

(注) 2 募集停止の施設数及び入学定員は()で外数で示した。

(注) 3 厚生労働大臣指定の養成所は、令和4年4月現在で計上した。ただし、准看護師養成所については、各都道府県知事指定である。(厚生労働省医政局調べ)